

第 5 回淡路市教育委員会	
日 時	令和 7 年 5 月 2 2 日（木）午後 2 時 0 0 分～
場 所	淡路市役所本庁舎 1 号館大会議室 1， 2
出席者	教育長：角村光浩 教育委員：西川玉士(職務代理)、田中道代、岸本伸明、丹野典子 教育部長：水名口博行 教育部長兼指導主事：山本 哲 教育部付部長（スポーツ振興担当）兼スポーツ推進課長：片平吉昭 教育部次長兼総務課長：岡山正道 教育部次長兼社会教育課長：平本雅稔 教育部次長兼東浦図書館長：嶋根健治 教育部社会教育課付課長兼津名図書館長：済藤昌希 教育部学校教育課長兼指導主事：橋ヶ迫健 教育部学校教育課付課長（給食センター施設長）：向井 望 学校教育課特命参事兼指導主事：井高正和、田村真央
角村教育長 淡路市教育委員会会議規則第 7 条第 1 項で、会議は原則公開となっていますが、同条ただし書及び地教行法第 1 4 条第 7 項ただし書の規定により、出席者の 3 分の 2 以上の特別多数決で議決した場合は、非公開とすることができます。 まず、本日の議事について、公開又は非公開の決定を行いたいと思います。 角村教育長 本日の会議では、報告第 5 号「教育委員会の所属職員の任免について」につきましては、会議規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する「非公開とすることができる人事関係案件」に当たりますが、既に発令されたものであり、会議を公開することに特段の支障が生じるおそれも見当たりませんので、これについては、会議の透明性を確保する観点から、公開することが適当と考えています。 また、議案第 1 2 号「淡路市北淡文教エリア整備基本計画策定検討会委員の委嘱の件」、議案第 1 4 号「淡路市立一宮小学校運営協議会委員の任命の件」、報告第 7 号「淡路市立図書館協議会委員の任命の件」及び報告第 8 号「淡路市立北淡小学校運営協議会委員の任命の件」につきましては、これら委嘱又は任命される委員は、非常勤の特別職の身分を有するため、会議規則	

第7条第1項第2号に規定する「非公開とすることができる人事関係案件」に当たりますが、個人のプライバシーを保護する必要性は特段認められませんが、また、会議を公開することに特段の支障が生じるおそれも見当たりませんので、これについては、会議の透明性を確保する観点から、公開することが適当と考えています。

以上のことから、議案第12号、議案第14号、報告第5号、報告第7号及び報告第8号については、公開の取り扱いとしてよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手願います。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員でございますので、よって、公開と決定します。

次に、本日の会議では、報告第6号「教育に関する議会の議決を経るべき議案に係る意見聴取について」に関し、(1)「財産の取得の件(教育用タブレット端末)」、(2)「令和7年度淡路市一般会計補正予算(第1号)」の事件は、会議規則第7条第1項第4号に規定する「教育予算その他市議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件」に当たり、非公開とすることができます。

これら2件は、5月に招集予定の第115回市議会定例会において、審議に付される議決事件に関するものであり、現時点においては、市議会議員に事件内容が説明されておらず、市議会での円滑な審議に資する観点から、先ほど説明した会議規則の関係規定に基づき、非公開の取り扱いとしてよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

賛成者が、3分の2以上の多数と認めますので、本件については、非公開と決定します。

岡山次長

本日、傍聴人の申出が1名来ております。

角村教育長

本日の傍聴人の申出が 1 名来ております。傍聴人への配布資料は会議次第のみとし、議案等については、備え付けの資料を閲覧することとします。

傍聴される方に、あらかじめ、お断りを申し上げます。本日の定例教育委員会では、非公開案件、報告第 6 号「教育に関する議会の議決を経るべき議案に係る意見聴取について」が 1 件ございます。この事件の審議は、会議規則第 7 条第 1 項ただし書及び地教行法第 14 条第 7 項ただし書の規定により、非公開といたします。

非公開案件の審議中は、傍聴人規則第 4 条の規定に基づき、退出をお願いします。

1. 開 会

岡山次長

ただ今から、令和 7 年第 5 回淡路市定例教育委員会を開催します。

なお、本日の会議は、全委員に出席していただいていますので、成立します。開会に当たり、角村教育長から挨拶を申し上げます。

2. 挨拶

角村教育長

(教育長挨拶)

3. 前回会議録の承認について

岡山次長

ありがとうございました。次に、前回第 4 回の定例会の会議録につきましては、5 月 15 日に送付しております。前もって目を通していただいていると思いますが、何か訂正なり御意見がありますでしょうか。

教育委員

(特に意見なし)

岡山次長

ないようですので、署名については、西川委員、丹野委員にそれぞれ後ほどお願いいたします。

4. 会議録署名委員の指名について

岡山次長

それでは、本日の会議録署名委員の指名に移らせていただきます。

角村教育長

本日の会議録署名委員には、田中委員、岸本委員にお願いいたします。

5. 教育長月間活動報告

岡山次長

それでは、月間活動報告を行う前に、令和7年4月より、教育センター長として着任された砂川 朗（すながわ あきら）センター長と、青少年センター長として着任された西本 明夫（にしもと あきお）センター長を、御紹介させていただきます。

砂川センター長は、令和7年3月末に北淡小学校長を退職された後、教育センター長に着任されました。

西本センター長におかれましては、学習小学校長を退職された後、教育センター長や公民館運営審議会委員等を歴任され、このたび、青少年センター所長に着任されました。

それでは、一言ずつ御挨拶をいただければと思います。

砂川センター長

（挨拶）

西本センター長

（挨拶）

岡山次長

ありがとうございました。砂川センター長、西本センター長におかれましては、公務のため、ここで退席させていただきます。

（両センター長退席）

岡山次長

それでは、角村教育長から月間活動報告をお願いします。

角村教育長

(資料に基づいて説明)

岡山次長

教育長月間活動報告について、何か御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

ないようですので、これからの会議の進行については、角村教育長でお願いいたします。

6. 議事

角村教育長

ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により、私から指名しますので、その後、発言をお願いします。

なお、本日の会議は、公開案件、協議・報告事項の順に審議等を行い、全て終了後に、非公開案件1件の審議を行い、閉会という流れで進めたいと思います。

それでは、公開の案件から始めます。

議案第12号「淡路市北淡文教エリア整備基本計画策定検討会委員の委嘱の件」について、事務局より提案説明してください。

岡山次長

それでは、議案第12号「淡路市北淡文教エリア整備基本計画策定検討会委員の委嘱の件」について、御説明させていただきます。

淡路市北淡文教エリア整備基本計画策定検討会は、本年度、新たに設置した検討会です。淡路市北淡文教エリア整備基本計画策定検討会設置要綱については、本年3月の令和7年第3回淡路市教育委員会で、御報告させていただきました。

設置要綱第3条第2項では、「委員は、次に掲げる者のうちから、淡路市教育長が委嘱する。第1号 学識経験者、第2号 教育関係者、第3号 地域住民、第4号 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める

者」の規定に基づき、委員を委嘱します。

被委嘱者は、議案書のとおりです。任期につきましては、委嘱の日から、基本計画の策定の日といたします。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第12号「淡路市北淡文教エリア整備基本計画策定検討会委員の委嘱の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第13号「淡路市立一宮小学校運営協議会設置の件」について、事務局より提案説明してください。

橋ヶ迫課長

それでは、議案第13号「淡路市立一宮小学校運営協議会設置の件」について、御説明させていただきます。

令和6年度には、淡路市立北淡小学校において、淡路市立北淡小学校運営協議会が設置されました。今回の淡路市立一宮小学校については、令和6年度を準備期間として、校長、地域住民及び保護者に意見を聞きながら、準備を進めてまいりました。

校長からは、「設置により、今まで以上に、地域が、学校を応援していただく体制を作りたい。」。地域住民の方からは、「地域にできることをすることで、子どものためになるのは、とてもいいことである。」。保護者からは、「新たな仕組みの中で、保護者の関わりがどうなるのか検討していく必要があるが、子どものために大人が力を合わせるのは良いと思う。」と、それぞれ前向きな御意見をいただいております。

については、設置に必要な体制が整いましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び淡路市学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、新たに、一宮小学校に運営協議会を設置いたします。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第13号「淡路市立一宮小学校運営協議会設置の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第14号「淡路市立一宮小学校運営協議会委員の任命の件」について、事務局より提案説明してください。

橋ヶ迫課長

それでは、議案第14号「淡路市立一宮小学校運営協議会委員の任命の件」について、御説明させていただきます。

新たに、淡路市立一宮小学校に学校運営協議会を設置するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項及び淡路市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、地域住民6名、保護者3名、設置校である一宮小学校の運営に資する活動を行う者として、学校運営協議会推進員を1名、合計10名の委員を、任命いたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

田中委員

保護者の人選については、どのようにされましたか。

橋ヶ迫課長

保護者からの人選につきましては、公募という形をとっており、手を挙げていただいた方に、なっています。

田中委員

公募ということで、手を挙げた方は3名だけだったのでしょうか。

橋ヶ迫課長

そのとおりです。

角村教育長

それでは、採決に移ります。

議案第14号「淡路市立一宮小学校運営協議会委員の任命の件」について、
原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

以上で、予定しておりました議事については、終了いたしました。

7. 協議・報告事項

角村教育長

それでは、続いて協議・報告事項へ移ります。報告第5号「教育委員会の
所属職員の任免」について、事務局から説明してください。

岡山次長

それでは、報告第5号「教育委員会の所属職員の任免」について、御説明
させていただきます。淡路市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条
第7号において、「委員会及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員

を除く。) 任免その他人事に関する事。」は、教育委員会の会議の議決により、決裁しなければならない事項とされております。しかし、緊急に処理する必要があり、教育委員会の会議を招集する時間的な余裕がないため、規則第 3 条の規定に基づき、教育長が臨時代理をいたしました。

任免の内容につきましては、別紙のとおりとなっております。以上で、報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、次に、報告第 7 号「淡路市立図書館協議会委員の任命の件」について、事務局から説明してください。

済藤館長

それでは、報告第 7 号「淡路市図書館協議会委員の任命の件」について、御説明させていただきます。

淡路市立図書館協議会委員について、任期が令和 7 年 3 月 31 日で満了したことに伴い、淡路市立図書館設置条例第 17 条第 2 項条及び図書館法第 15 条の規定に基づき、新たに委員を任命し、今年 3 月に開催されました、令和 7 年第 3 回淡路市教育委員会の議案第 10 号として提案し、承認いただきました。

その後、3 月の提案の際には、代表者が決定しておりませんでした、淡路市小学校代表校長及び淡路市 P T A 連合会長につきまして、別紙のとおり決定いたしました。

しかし、緊急に処理する必要があり、教育委員会の会議を招集する時間的な余裕がなかったため、規則第 3 条の規定に基づき、教育長が臨時代理をいたしました。

任命の内容については、別紙のとおりとなっています。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、次に、報告第8号「淡路市立北淡小学校運営協議会委員の任命について」について、事務局から説明してください。

橋ヶ迫課長

それでは、報告第8号「淡路市立北淡小学校運営協議会委員の任命について」、御説明させていただきます。

淡路市立北淡小学校運営協議会委員の任命に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項及び淡路市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、地域住民7人、保護者5人、設置校である北淡小学校の運営に資する活動を行う者として、学校運営協議会推進員を1人、合計13人の委員を、任命いたします。このうち、地域住民及び推進員については、再任となります。本来であれば、3月定例会にて、教育委員会の議決によりけり決裁を受ける必要があったところですが、教育委員会の会議を招集する時間的な余裕がないため、規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時代理をいたしました。任命の内容については、別紙のとおりとなっております。

角村教育長

この件について、何か御質問等ございますか。

岸本委員

13人の委員が挙げられていますが、保護者が5人おられます。どのような方法で、この保護者が委員になられたのでしょうか。

橋ヶ迫課長

北淡小学校も、一宮小学校と同様に、公募による方法と聞いております。

角村教育長

公開案件の、協議・報告事項については、終了しました。

それでは、これからの進行については、事務局の岡山次長で進めてください。

岡山次長

それでは、行事予定及び後援名義報告については、お配りしている資料のとおりです。この部分について、御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

それでは、事務局から御報告をさせていただきます。

山本部長

最初に、「教職員の働き方改革に関する県発出の共同メッセージ」について、報告をさせていただきます。

兵庫県教育委員会の取組として、教職員の業務改善を進めているところですが、その方向性を、保護者や地域に向けて行うための共同メッセージが、発出されます。本日、兵庫県の教育委員会における報告を経て、県内に発出される予定ですので、その前情報として、本日は御報告させていただくものです。

メッセージの趣旨については、学校における働き方改革は、保護者や地域の方々の協力を得ながら進めるということがまず必要であり、学校の中だけで取り組んでも、周囲の関係各所の協力がないと難しいということ。また、「オール兵庫で取り組む」という姿勢を見せることで、効果がより上がるのではないかということで、このメッセージを発出するということになっております。内容については、資料のとおりとなっております。

岡山次長

ただ今の報告について、御質問はございませんか。

西川委員

兵庫県における超過勤務時間削減の目標時間が設定されていますが、私が現場にいた頃は、「超過勤務時間が月に１００時間を超えた場合は、医師の面談を受けるように」という指示が、あったように覚えています。

超過勤務時間が月８０時間超えの教職員をゼロにするとか、あるいは、「全ての教職員が月４５時間以内とすることを目標とします。」とかいうのは、どのようなものを根拠にされているか、聞いていますか。

山本部長

労働基準法の中で、時間外勤務の上限として設定されている基準が、月に45時間です。月に80時間を超えると、管理職との面談をすることになります。西川委員がおっしゃられた「月100時間を超えると産業医との面談を行う」というのも、まだ継続されております。これらを根拠に、この目標が設定されているものと考えられます。

西川委員

保護者等に周知する際に、分かりやすいチラシを配布してほしいと思います。保護者や地域の方が、理解してもらえるような取組をしながら、配っていただけたらと思います。学校への協力が必要なのは理解できますが、学校の活動自体が理解できてない地域の方が、たくさんおられると思います。保護者や地域の方へ周知徹底し、現場の状況を知ってもらうということがまず大事ではないでしょうか。周知できるものは、しっかり周知することが大事だと思います。

山本部長

ありがとうございます。周知のチラシデザインについては、兵庫県が作成しております。ポスターも後日、配布されると聞いておりますので、どこかに掲示するようになると、聞いております。また、おっしゃるとおり、配るだけではなく、浸透するまで説明をしていく機会は見つけていかななくてはならないと考えています。

ただ、ここに書かれている内容全てが、一斉に進むというようなことでもありません。ただ、「将来的にはこのような内容も含めて進めたい」という県の強い意思であり、できることから、変わっていくところは説明していきたいと思います。

岸本委員

この件の周知は、児童生徒を通じて、保護者に渡すということになるのでしょうか。

山本部長

配布の仕方がまだ分かりませんが、紙面で子どもを通して配る方法や、「あんしんネット」を通して周知する方法もあり、各学校の状況にあわせて、保護者へ届けてもらうようになるかと思います。

田中委員

先ほど、岸本委員からのお話があったように、保護者の場合だと「あんしんネット」を使ったり、配布するにしても意外と早く周知することはできると思います。しかし、地域の方に広める方が難しいのではないかと思います。その点はどのように考えておられますか。

山本部長

確かに、地域の方へ周知するということは、学校に関わっている地域の方が、学校にお越しいただいたときに現状ではポスターを見てもらったり、周知資料を多めに用意しておいて、来訪された際に、その都度渡していただく、また、何かの地域行事のときに渡す、といったことが考えられるのではないかと考えています。

確かに、保護者の方にはつながるのですが、地域の皆さんがいるところについては、つながりにくいというのは思っております。これからもっと情報の伝達の仕方、あるいは、地域への伝え方については、県教委としても検討されることだと思っています。

丹野委員

地域の方に伝えるために、広報誌に掲載することはできないのでしょうか。

山本部長

可能性としては、問題はないと考えています。

丹野委員

実際に、淡路市で働く先生方が、どれぐらいの時間外勤務をされておられますか。

山本部長

役職や担任を持っているかで違いますが、月に平均40時間を超えているときありますし、個人で見れば、80時間を超える方もいらっしゃいます。

角村教育長

毎月、学校ごとに、月80時間や月100時間に係る教職員の名前を付して、勤務時間数の報告を受けています。加えて、学校現場でその先生に対する対応であるとか、産業医との面談の意向、本人の体調など、適切に対応さ

れており、丁寧に労務管理をされ、問題意識を持って取り組んでいる状況です。

岸本委員

学校における働き方改革に関するチラシについて、どうやって配布するのかというのをお聞きしたのは、項目それぞれ重要なものがたくさんあり、先ほど説明があったように、周知徹底ぐらいの気持ちで実施していただければ、それは、先生方のためなと思いますので、是非、よろしくお願いします。

岡山次長

続きまして、水名口部長から報告をお願いいたします。

水名口部長

私の方からは、多賀小学校の再編の方針について、御報告をさせていただきます。昨年、令和6年9月6日に、多賀小学校PTA役員会で、本年は、2月19日に、多賀小学校保護者会で、それぞれ再編計画について、御説明をさせていただきました。そのことについては、本年、2月21日の令和7年第2回の定例教育委員会で、御報告させていただきました。主な保護者からの御意見では、「1 統合するのであれば、スケジュールを示して、順序立ててやってほしい。」「2 いつごろ確定するのか、また、確定した場合は、どのくらい前に知らせてくれるのか。」「3 少人数になるのが分かっていて、あえて多賀小学校を選んでいる児童がいる。」などの意見がございました。

現在の多賀小学校児童数は、1年生0人、2年生1人、3年生4人、4年生0人、5年生9人、6年生6人、合計20人となっています。本年4月の入学者がいなかったことから、入学式ができず、また、4年生に児童がいないため、3年後の卒業式ができません。毎年、様々な学校行事などを通して、多くのことを学び、感動を覚える学校行事が少ない、又は、できない状態となっています。本当に、児童にとって、このままの学校の在り方がいいのかということ、保護者や地域、行政と一緒に考える時期がきていると思います。

そのため、5月28日（水）に一宮連合町内会多賀地区と、6月6日（金）に多賀小学校PTA役員会と協議を行う予定です。

事務局の考えとしては、先ほども御説明を申し上げましたとおり、子どもたちの成長に必要な教育的課題は多いと考えており、令和9年度の統合も視

野に入れながら、保護者、地域の方々に現状等をお伝えし、御意見等をお伺いしながら、丁寧に同意を得ることとし、最大限努力を行う必要があると考えているところです。

岡山次長

多賀小学校の再編のことについて、御質問はございませんか。

角村教育長

まだ方向性、方針というのは、教育委員会できちんと決定しているわけではないのですが、私といたしましては、先ほど事務局からの説明があったように、やはり教育的課題は多いと思います。ですので、保護者や地域の御意見等を、丁寧にお伺いしながら進めることが、まず、必要だと思います。ただ、その状況を踏まえつつも、教育委員会としては、時期を逸しないように、適切な時期に方針を決定していくことが責務ではないかと考えているところでございますので、5月28日、6月6日で行われる協議の場の状況を経て、今後、教育委員会へお諮りをし、進めていきたいと考えているところです。ただ、令和9年4月となりますと、5年生と6年生が抜ける状況であり、現状が続くと学校の児童数が5人、6人とか7人になります。

それを、漫然と看過できるような状況ではないので、令和9年というお話をさせていただきましたが、私も一つの目安として、その時期を節目と考えながら、地域でも御説明をさせていただきますし、教育委員会の場でも、そういう状況で議論をさせていただきたいと思っておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

岡山次長

続きまして、申入れの件について、山本部長より御報告をさせていただきます。

山本部長

それでは、私から、申入れの件について、御報告をさせていただきます。

5月12日に、教育長に対しまして二つの申入れがございましたので、報告いたします。

まず、「大阪・関西万博への校外学習に関する申入れ」です。現在、開催されている大阪・関西万博において、「生徒の安全が守られるのか」という観点で、「学校行事として参加すべきではない」という立場での申入れがありまし

た。

開催前の会場トイレ工事において、メタンガス爆発が起こったことや、熱中症対策、それから休憩場所の確保等、課題がたくさんあるということから、以下の２点申入れがありました。一つは、「メタンガス発生の問題について、各学校教職員及び児童生徒を含む保護者に知らせること」、もう一つは、「安全と言い切れない万博への学校行事としての参加見送りを各学校に求めるとともに、行き先を変更した学校への支援を行うこと」の、２点です。

この件につきましては、事務局としましても、協会の災害時の対応等をホームページ等で確認したことや、実際の現地の状況を確認させていただいております。

現場状況としては、メタンガスの対応状況として、ガスがこもらないような工夫がされておりました。実際に、蓋が宙に浮いた状態であるということがあることも確認をしており、メタンガスが蓄積しない、溜まらないような体制が、取られているところが確認できております。

いずれにしましても、安全対策においてまとめてあったり、警察、消防等と連携しているということから、国を挙げて取り組んでいることが窺えるようなイベントであるということ。それから、昨日、国賓として、オランダ国王も来場されていました。一般の入場者と同じような動線を通る場面も、もちろんあったかと思います。そこを通らないと入れないような、施設作りになっていました。そういったところから、総合的な観点から、安全安心は確保されているものと考えております。

また、中学校長会において、「教育的観点からも非常に意義が深いものである」という意見があり、参加の希望が出ておりますので、現状で進めていければと考えております。

岡山次長

このことについて、御質問等がありますでしょうか。

岸本委員

熱中症対策について、具体的にどのような対策がされていますか。

山本部長

まず、子どもたちがバスから降りたところから、入場ゲートまでが８５０メートルあると書かれていました。実際に歩くと１０分程度歩く必要があります。その間、日陰はありませんが、２０メートル程度の間隔で、ミストを噴霧するような設備が、設置されておりました。また、バスを降りて一度集合

する待機場所について、そこに大きなテントは用意されており、日陰スペースが作られていたことも確認をできております。

ですので、中学生であれば、対応は十分可能かなと考えます。本市の場合は、小学校は、総合的にみて参加しないと判断をしておりますが、中学校では、対応できるのではと考えております。

会場へ入場してからは、かなり休憩スペースがあります。大屋根リングの下も、椅子がたくさんあります。ただ、多くの人が椅子を使っているのも現状で、当日の状況次第とは思いますが、少し外れた会場へ行くと、空いている箇所もあります。一か所に集中しなければ、うまく場所を見つけて、グループ学習の中で探していけば、対応できるのではないかと考えております。

西川委員

グループ学習の話がありましたので、質問したいと思いますが、例えば、東京や長崎、沖縄など、修学旅行にも行きますけれども、ほとんどがグループで学習や活動、行動をします。そのときには、一番に安全を確保するために、事前に自分たちのグループの行動する計画であったり、あるいは、場所の確認や、もちろん危険性はないのかなど、生徒たち自身が、自ら考えていると思うのですが、そのような指導については、十分、学校の方でなされているのでしょうか。

山本部長

安全対策の指導についてですが、当然されると考えています。各学校につき、パビリオン一か所の見学は、確保されています。学校によって、どこへ行くのかも、学年によって異なる場合もあると聞いており、集団で行くところは、決まっているようです。

あとは、計画を組んだけれども、行列ができているところもあるので、必ずしも、そのとおりにいかないことも、あると思います。むしろ、そのような安全が確保された枠の中での話なので、そういった予定にないことも対応することは、逆に言えば、すごく勉強になるのかなと思います。生徒たちは、「どこへ行きたい、どこへ行こう」という動きは、事前に作るものというふうに考えております。そこは、まだ学校から直接聞いてはおりませんが、そのような体制は、取るのではないかと考えています。

西川委員

平日に行くことになると思うので、土日よりは混雑具合は違うのかなと思うのですが、何か、熱中症で倒れてけがしたとか、そういう際の対応や、緊

急連絡方法とか、その点は、しっかり指導しておいてもらえたらと思います。

それぞれの危機管理について、十分対策し、認識しながら動くということが大切ということが、中学生になれば、理解できていると思うので、対応できるかなと思います。

田中委員

重複しますが、保護者の方からも、熱中症について心配する声も聞いており、開催されている時期は、いつ行ってもきっと暑いでしょうから、熱中症が一番怖いのではないかと思います。

「誰もが熱中症になり得るということを、学校がどれだけ指導してくれるのか」等という不安があるっていう声もあります。ですが、万博の見学というのは、普段なかなか体験できないことであり、経験として貴重であるというのも、保護者の方もよく分かっておられて、忙しい中、家庭が連れて行くのは大変なことであり、「学校行事として連れて行っていただけるのであれば、とてもありがたい」という声も、実際あります。

中学生になると、「家族と行くよりも、友達と一緒にいきたい」という声も聞きます。広い万博会場で、少人数のグループ行動を行うのも良いと思いますが、適切な集団行動の力の育成や、イレギュラーなことへの対応とか、緊急時の対応を指導していただく必要があると思います。万博見学だけではなく、その中での動というところで、子どもたちが成長できる部分に、保護者の方も期待しているところは、たくさんあると思います。

そういうところも鑑みて、十分配慮は必要だと思いますが、個人的には、安全に気を付けて、参加いただけたらいいなと思っております。

山本部長

おっしゃる通りで、安全安心の部分は、考えればきりが無いぐらいありますが、だからといって、何もしなかったら子どもたちが、危険予測や回避する力をはぐくむ機会が、なくなります。万博会場は、一定程度安心安全の部分は確保できていると、十分判断できると、考えております。安全指導として、子どもたちに指導する機会と捉えることも大切です。

丹野委員

先ほど話があった、バスを降りた場所からゲートまでの間に、ミストが一定間隔であるという話でしたが、会場内には、ミストとかがあってあるんでしょうか。

山本部長

一部が水辺になっているところがあり、私が万博へ行ったときには、子どもたちが、水辺で遊んでおりました。

そのような涼を取る場所も、たくさんあるような状況でした。

丹野委員

私も、保護者として、家庭が入場料を払い、予約取って入場券を手に入れたと段取りするのは、なかなか実際には難しいと思っているところがあります。なので、学校で、そういうことを経験させてもらえるのは、とてもありがたいと感じています。今回の申入れの中にも、トイレの数が不足しているとか、休憩場所が不足しているというところを挙げられていますが、淡路の子どもたちは、基本的に割と伸び伸びとした環境で育っていて、たくさんの人がいる中で、どのような行動を取らなくてはならないか、人の混み合う中で、トイレも先々に考えて探し、並んででも行かなければならないことがあるとか、その不便さを学ぶという面においては、すごく良い経験ができるのではないかなと思います。

私の子どもも、高校から万博へ参加しましたが、来場者がそれなりにいた状況だったようで、いくつか展示は見て回れたと聞きました。やっぱり、普段できない経験をできて、すごく学びにつながったのかなというふうに感じましたので、是非、中学生が素敵な経験できるといいなというふうに思っています。

岸本委員

僕は、前回の大阪万博のときに小学校6年生で、先に学校から参加し、後から家族と一緒に参加しました。

そのときは、「未来ってこんなふうになるんだ」と、感じる展示がたくさんあり、テレビ電話で一番びっくりした記憶があります。

それから、「人間洗濯機」が今回も出展されていますが、実は前回の大阪万博のときも、同じテーマの「人間洗濯機」が出展されていました。その展示を見た子どもが、今回出展されている「人間洗濯機」を製作したスタッフに入っているという話も聞きました。

先ほど、丹野委員から、「せっかくの経験」という話がありましたが、僕はいろんな会議で、「最近の子どもも、いろいろな小さい経験を持つ機会が不足してきている。大事な経験を、「便利」っていうことで、どんどんなくしてきている」という話をしています。ですので、今回の万博も、貴重な経験になるんじゃないかと思っています。

また、先ほど西川委員から、事前指導の話がありましたが、今回この経験ができれば、その中学生、子どもたちの何か未来につながる、夢ある経験であってほしいなとも思っています。

事前指導の中で、そういったことにつなげられる指導ができれば、感動につながるのではないのでしょうか。せっかくの機会なので、いい経験をしてもらいたいなと思います。

角村教育長

報道を見ていると、会場では昼食などを買うときに、現金が使えないという話を聞きますが、その対応については、どのように学校と調整しているのでしょうか。

山本部長

淡路市の中学校は、9月に万博へ行くということで、調整しています。

具体的な内容は、まだ学校とは調整できていませんし、学校の状況も聞いていないところです。先行して参加している学校があるので、その事例をみると、考え方が二つあると思っています。

まず一つは、時間的なことを考慮すると、買い物などをせず、展示を回るのが、体験するだけで、体験をするためにお金は要らないだろうという考え方です。それから、逆に、そういったデジタル決済を活用する機会と捉えて、保護者に一定のお小遣い代を負担してもらい、それを、「I C O C A」など交通系電子決済カードを、一律で何千円か分購入させていただき、それを持って行かせる方法です。電子決済により、自動販売機やコンビニエンスストアで飲み物を買ったりすることは考えられるかなと思います。

昼食は、おそらく保護者に作っていただいて、弁当を持って行くようになるか思います。ほかの事例だと、業者から購入した弁当を、バスの中で配られて、それをもって場内に入っていく学校もありました。

これから、いろいろ考えるのかなと思いますが、淡路市は、おそらく弁当持参ということになるのかなと思います。

角村教育長

ほかにも、いろんな課題や成功事例がたくさん出てくるとしますので、丁寧に対応していけたらと思います

事前視察をした田村指導主事から、学校現場の教員の立場から見た、万博の安全面や、気になることなども含めて、発言いただけたらと思います。

田村特命参事

先日、事前視察に行かせていただきました。昨年度まで、私は学校現場にいましたので、生徒を連れてくるとすれば、どんなふうに自分なら連れてくるかなと思いながら見させていただきました。

警備員の方や、スタッフの方もたくさん配置されていて、生徒が何か困ったとしても、助けてくれるスタッフがたくさんいるな、という印象を受けました。危険な場所や、近寄ってはいけない場所には、柵がされていたり、警備員の方が立っていたりしておりました。そういう安全面に関しても、中学生を連れて行くことを想定すれば、やはり自分たちでも対応してほしいな、対応できるだろうな、というイメージを持ちました。あと御手洗いにしても、ウォーターサーバーも、割と頻繁にあって、御手洗いも普段出会わないような、様々なパターンの設備があって、そういう経験が子どもたちには大きな財産になっていくのかなと感じました。

以前、東京に修学旅行に引率した際に、そのときの生徒が、東京オリンピックのことを、たくさん見ることができる時期があり、それを見た生徒が、「将来、私は、東京の大学に進学して、オリンピックでボランティアをしたい」と夢を持った生徒もいたりしました。今回、大阪・関西万博へ行く経験が、子どもたちの未来にもつながっていくのではないかと、そんな生徒もいるだろうと思いながら、事前視察へ行かせていただきました。

丹野委員

淡路市は、万博へ行く予定が9月頃とお聞きしましたが、お弁当を持参するとなると、親としては、食中毒が怖いと思います。お弁当に保冷剤を入れたとしても、例えば、高校に登校させるのであれば、ある程度冷房が効いた涼しい場所に弁当を置いたりできますが、9月の炎天下の中、ずっとお弁当を持ち歩いて、それをどこかで食べるっていうのは、リスクが高いのではないかと思いますので、お弁当に関しては、良い方法を御検討いただきたいなと思います。

山本部長

分かりました。ありがとうございます。

角村教育長

今回、市議会議員団の方から、このような申入れをいただいております。内容については、子どもたちの安全安心を懸念いただいての提案ですので、

申入れについては、真摯に受けとめて、学校現場との問題点の共有を図りながら、進めていただけたらと考えております。また、指導主事から、学校との連絡調整を行いながら、進めていきたいなと思っております。

岡山次長

それでは、2件目の申入れにつきまして、山本部長からお願いいたします。

山本部長

続きまして、2件目の申入れですが、「学校給食の質・量を維持し子どもたちに安全で健康的な給食の提供を求める申入れ」というものになります。

今年度は、国の「物価高騰対策重点支援地域創生臨時交付金」を活用し、給食費の保護者負担が無料となっています。しかし、物価や食材費の高騰などの影響は、今後、市の学校給食の提供にも影響が出るという懸念をされることから、次の2点の申入れかなというふうに考えています。

一つは、給食の質・量を落とさない対応を取ること。

もう一つは、今後も、継続的に質の高い安全安心な無償化での学校給食の提供を続けていくということ。この2点の申入れかと考えています。

いずれにしても、質・量を落とさないということは、もちろん努力していかうと考えています。もう一つは、今後も無償化が継続的に実施できるという部分については、やはり、財政部局とともに、国の動向などを注視しながら、丁寧に進めていく必要があると考えております。

今回、このような申入れがあったということで、御意見をお伺いしたいと思います。

岡山次長

この申入れの件につきまして、御意見、御質問等はございますか。

田中委員

正直なところ、物価の高騰が続いておりますし、保護者としては、「無償化をしてもらえれば助かる」という意見も、あると思います。

でも、無償化されたことによって、「ありがたいな」と思って食べる気持ちだが、薄れる可能性があるのではないかとこの点を、心配しています。

以前の会でも、お話をさせてもらったとは思いますが、食育という点から捉えたときに、学校側だけが食育を行っていくのではなく、家庭も協力して行っていきたいという思いが私はあって、無償化になってしまうことにより、保護者自体が、食に対して無関心になってしまうのではないかと、

という不安もあります。そういうところから、無償化が良いのかと言われてみたら、考えるところはあるというか、無償化にするのではなくて、食に対しての子ども取組に、もう少しお金をかけていくというか、給食センターによるイベントであったり、いろんなことを考えていただいているのも知っているのですが、申入れの中にもある「質と量」というところでも、「食育に対する取組」を強化していくのはどうかとは思いました。

山本部長

まず一つは、無償化を進めることで、食を軽く見てしまうのではないかと、そういうことが危惧されるということも、我々も感じております。

無償化をするということが、そういった懸念につながるのであれば、そこは丁寧に考えていく必要があると思っています。

今回は、物価高の対策ということで、国からの助成を受けて実施するということではあるのですが、私が聞いている限りでは、給食を無償化していくのは、いわゆる経済的に困難な家庭への対策も含めているということです。限られた予算の中では、経済的に困難な家庭への支援に焦点化した政策も考えられます。そうすれば、食に対する意識が薄れるということはないのかな、と思います。あと、食に対する取組に予算を投じていくべきであるという点については、食育という、現在焦点が当たっている分野ではあるので、今後、十分に考えていく余地があると考えております。

丹野委員

保護者の立場からしたら、給食費の無償化はありがたいと思うのは事実かと思うのですが、働いたら、お金もらう。物を食べるなら、お金を払う。物を作るためには、それ一つ一つの材料を作って働いている方々がいるわけであって、多少なりともお金を払っていくことが、食への感謝というか、食べられることへの感謝、生き物を食べていることへの感謝につながっていくのかなと思います。ただ、物価高騰に関しては、本当にそれぞれの家庭でも皆さん感じていることで、今までこれぐらいの金額で済んでいたと思うのが、倍ぐらいお金かかってしまっているということも感じているのも確かなので、質や量が落とさないように、高騰した分を補助していただけたらと思います。

基本的には、やはり給食費を払って、感謝の気持ちを感じるというところが、子どもにとっても、親にとっても、大事ではないかなと思いました。

西川委員

皆さんの意見の中でもあります。給食は、単に、子どもたちの健康を維持する、という観点だけではないわけで、食で子どもを育てる、という観点があると思うんですね。

その中で、地産地消と言われている、地元の安全な新鮮な材料を使い、食べることによって、郷土の魅力であるとか、感謝であるとか、そういうものも育てられますし、栄養のバランスを考えて作ってくれる人への感謝もありますので、そういったところも大事にしながらとなると思います。

子育て支援とか、家庭の経済支援という観点では、無償に越したことはないのですが、そのことによって、大事な食育の面がおろそかになりはしないか。お金をかけたから食育ができるわけではありませんけれども、そういったことや、財政のことも考えながら進めていくのが良いのかなと思います。

子育て支援でお金を出して、子どもたちやその若い人たちを市内に呼び込むことも大事ですけれども、学校教育の中で、食育という観点から、量や質を維持しながら進めていくということが重要かなと思っています。

岸本委員

以前、浦小学校へ学校訪問に行ったときに、小学校の食育の授業があつて、とても良かったと思いました。西川委員の意見にもあったように、淡路は野菜や魚でも美味しいものがたくさんあります。確かに、物価高騰して経済的に苦しい面もありますが、淡路の物を使うような工夫、地産地消など、故郷を大事にする、ふるさとを見直すということにつながると思います。ここが、食育で特に大事な部分じゃないかと思っています。確かに、物価の高騰は、特にお米なんかは大変な値上がりをしています。視点を、豊かな給食、豊かな食育などで考えるのも、一つの方法かと思っています。

橋ヶ迫課長

食育活動を、昨年度、浦小学校で行った中では、各委員の皆様からあったように、食のことだけではなく、そこからいろんな広がり展開することができていて、楽しく学ぼうっていうのを中心に行っていました。食に関して楽しみながら、子どもたちが学んでいく。子どもたちだけでなく、先生も楽しみながら、子どもと一緒に楽しみながら、地域の方を、たくさん招き入れることができました。逆に、子どもたちが、地域に出かけて学ぶことができたりとか、それを、食を通して学ぶっていうようなことができたので、非常に良い学びができたのではと思っています。そういうところに力を入れて得た財産を、1年だけで終わらせてしまわないように継続する。全てを継続することはできませんけれども、大事なところは継続していける形で計

画を立てて、現在進んでいるところです。また、浦小学校の様子を伺っていただければありがたいかなと思います。

角村教育長

これも、議員団の方から、申入れをいただいたところです。質や量を落とさないことを心配していただいておりますし、経済的な観点で言えば、無償化っていうのは、非常に効果があることだと思います。

今日の御意見を踏まえて、教育委員会としては、やはり食育の大切さっていうのが、たとえ無償化になったとしても、考えを持ち、きちんと子どもたち、保護者、教職員を含めて、しっかり伝えるというのは、大切なことと思います。事務局の方で、財政部局との調整をしっかりと行ってください。

岡山次長

それでは、会議次第7「協議・報告事項」の非公開案件1件の審議に戻ります。これからの会議の進行については、角村教育長でお願いします。

角村教育長

ここで、5分間休憩といたします。休憩の後、非公開案件の審議となりますので、傍聴人については、申し訳ありませんが、退席をお願いしたいと思います。

(休憩)

角村教育長

それでは、会議を再開します。

報告第6号「教育に関する議会の議決を経るべき議案に係る意見聴取の件」について、事務局から説明してください。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(質疑・意見交換)

角村教育長

次に、(2)「令和7年度淡路市一般会計補正予算(第1号)」について、事務局より説明してください。

事務局

(説明)

教育委員

(質疑・意見交換)

角村教育長

(2)「令和7年度淡路市一般会計補正予算(第1号)」については、報告を終わります。

これより公開といたしますので、事務局で対応をお願いします。

岡山次長

それでは、次回委員会の開催日を決定したいと思います。事務局案といたしましては、6月18日(水)午後2時から、淡路市役所本庁舎2号館大会議室4・5でよろしくお願いします。

それでは、閉会の挨拶を、西川教育長職務代理者をお願いいたします。

8. 閉 会

西川教育長職務代理者

(挨拶)

岡山次長

本日は、誠にありがとうございました。